

一、本會の目的は、労働者の福利を促進し、労働条件の改善を期することである。

二、本會の組織は、労働者代表者及び資本金主代表者よりなる。

三、本會の事務所は、京都府京都市中京区に設けらる。

四、本會の活動は、労働者の福利を促進し、労働条件の改善を期することである。

五、本會の活動は、労働者の福利を促進し、労働条件の改善を期することである。

六、本會の活動は、労働者の福利を促進し、労働条件の改善を期することである。

七、本會の活動は、労働者の福利を促進し、労働条件の改善を期することである。

八、本會の活動は、労働者の福利を促進し、労働条件の改善を期することである。

九、本會の活動は、労働者の福利を促進し、労働条件の改善を期することである。

十、本會の活動は、労働者の福利を促進し、労働条件の改善を期することである。

（染）（尚）

7. 10. 31
 4302

大橋友仙工場 労働争議

所在地 京都市中京区大角通リ神泉苑西入国幡町

一 一 二番地

従業員 一九名（内韓人二名）

労働争議人負 一七名

事務主任 京都染色労働組合より応援

発生年月 八月十日

終結年月 八月二十日

争議発生原因 不況のため経営困難に付八月十七日八月末限